

各業界団体の長あて

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長

賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について（再周知依頼）

平素より国土交通行政の推進にご理解とご協力いただきありがとうございます。

LPガスが供給される賃貸集合住宅において、入居者は、入居後にLPガス料金を知ることが多く、また、入居者がLPガス事業者を選択できず特定のLPガス事業者と供給契約を締結しなければならない場合、賃貸借契約締結後にLPガス料金を巡るトラブルが発生していること等を受け、消費者が賃貸集合住宅の入居前にLPガス料金の多寡を知ったうえで入居することを可能とする観点等から、資源エネルギー庁において、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」（以下「液石法施行規則」という。）を改正し、LPガス事業者においては、賃貸集合住宅の入居希望者からLPガス事業者に対して直接LPガス料金等の情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付けるとともに、不動産関係者を通じて入居希望者に対し、LPガス料金を事前提示することとされました。この改正内容は令和6年7月2日に施行されています。

令和6年2月に国土交通省不動産・建設経済局及び住宅局より、賃貸集合住宅を管理している所有者及び不動産管理会社に対し、賃貸集合住宅の媒介を行う宅地建物取引業者に対してLPガス料金について情報提供を行うことを依頼しておりましたが、今般、別添1のとおり、改めて国土交通省不動産・建設経済局及び住宅局より、賃貸集合住宅を管理している所有者及び不動産管理会社に対し、賃貸集合住宅の媒介を行う宅地建物取引業者に対してLPガス料金について情報提供を行うことを依頼いたしました。

令和6年2月及び令和6年5月に、国土交通省不動産・建設経済局より、貴団体に対し、それぞれ別添2及び別添3のとおり、LPガス料金の情報提供及びLPガスの商慣行是正に向けた制度見直しについて周知をお願いしておりましたが、LPガスの供給に関する情報を入居者が適切に入手できるようにするため、今般、下記の事項に関して、改めて貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知をお願いいたします。

記

液石法施行規則の改正により、消費者が賃貸借契約を締結する前にLPガス料金の多寡を知った上で入居することを可能とする仕組みが法定化され、LPガス事業者から、LPガス料金表等の情報があらかじめ提供されていることが前提となることも踏まえ、LPガスが供給される賃貸集合住宅について、賃貸借の仲介を行う宅地建物取引業者が、入居募

集中の賃貸集合住宅の物件に関し、当該賃貸集合住宅を管理する所有者又は不動産管理会社から、当該物件に係るLPガス事業者名、連絡先、料金等の記載がある資料（LPガス料金表等）の提供を受けている場合には、当該資料について、入居希望者に対し、あらかじめ、情報提供すること。（なお、LPガス料金表等の情報があらかじめLPガス事業者から提供されていない場合においては、賃貸借契約を締結する前の入居希望者に対し、LPガス事業者へ直接要請を行うことによりLPガス料金表等の情報の提示を受けることができる旨を、情報提供することが考えられる。）